

届出手数料

■求人受理時の事務費用

→1,000,000 円

※手数料負担者は求人者とします

■求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

→成功報酬

【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%

【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】

当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%

※手数料負担者は求人者とします

■求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス

【職業紹介の付加サービス】

- ・上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合

→成功報酬

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%

※手数料負担者は求人者とします